

別紙 2

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告（概要）一覧表

令和3年10月29日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		検討結果
		年月日	内容	
1	東日本センター	令和3年1月29日	収容施設内での新型コロナウイルス感染を防止するため、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、適切な措置が講じられていることを評価する。	今後も引き続き適切な感染防止対策に努める。
2	仙台局	令和3年1月29日	運動場の床面が滑りやすいため、安全に配慮した改修に努められたい。	運動場床面（ゴムチップ）の全面張り替えを実施し、令和3年3月12日に改修完了した。
3	仙台局	令和3年1月29日	保安に配慮したシャワー室の改修を求める。	現在、改修方法の提案も含めた見積りを依頼している。当地は、東北地方にあるため、冬季はシャワーから温水が出るまで、ある程度の時間を要することから、シャワーヘッドを固定した場合の運用も検討の上、改修が可能であれば、次年度工事を行う。
4	仙台局	令和3年1月29日	新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した場合に備え「入管施設における感染症対策マニュアル」に沿ったシミュレーションの実施を検討されたい。	令和3年2月、コロナウイルス感染者が収容されている想定で、防護服等の着脱や施設消毒を課題としたシミュレーションを実施した。
5	仙台局	令和3年1月29日	今年度になってこれまで壁に掲示していた文書をファイルフォルダーにまとめ、壁に風景等の写真を配置する等、施設内の環境改善に努めたことを評価する。	今後も機を見て収容場内の環境を見直し、可能な限り環境改善に努める。
6	東京局	令和3年1月29日	庁内診療に際して、医療従事者と被収容者との間での十分なコミュニケーションが取れるような環境を整備するように配慮されたい。	庁内診療等の診療に際しては、コミュニケーションが取れるよう配慮してきたところであり、令和2年度からは、医療関係の通訳実績を有する通訳人をリストアップし、優先的に依頼するよう改善を図っているところである。今後も引き続き、可能な限り多くの言語の通訳人について、医療関係の通訳実績のある者をリストアップするなど、十分なコミュニケーションを取れるような環境の整備を図っていく。
7	成田空港支局	令和3年1月29日	出国待機施設の移設に伴い、同施設内のシャワーについて、利用者の安全を考慮した措置を講ずるなど配慮がなされたことを評価する。	出国待機施設内のシャワー以外についても、利用者の安全を考慮した措置となっているか継続して確認する。
8	成田空港支局	令和3年1月29日	収容場について、新型コロナウイルス感染症対策として、ゾーニングを行うなど感染防止に向けた適正処遇に努めている点を評価する。	今後も新型コロナウイルス関連情報の収集を行い、最適な対策を執り適正処遇に努める。
9	羽田空港支局	令和3年1月29日	第2ターミナルビルの出国待機施設について、利用者の起居を配慮した定員となるように検討されたい。	利用者が起居し易くなるよう一部屋あたりのベッドの配置数を見直し、定員を削減した。
10	羽田空港支局	令和3年1月29日	施設利用に際しての説明のために、コミュニケーションボードを準備し、見やすい場所に設置したことを評価する。	今後も被収容者及び出国待機施設の利用者の視点に立って、施設に関する分かりやすい説明を行うよう工夫に努める。
11	横浜支局	令和3年1月29日	種々の新型コロナウイルス感染症対策を積極的に講じていることを評価する。引き続き、感染症対策の原則を徹底されたい。	今後も「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める。
12	横浜支局	令和3年1月29日	運動場における事故を防止するための安全対策を検討されたい。	屋上運動場における事故防止の観点から、業者による安全点検を行い、適切な安全対策を講じた。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

13	大村センター	令和3年1月14日	被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分に行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。	被収容者に対して周知が必要な事項については、口頭での告知又は収容施設内掲示板に多言語による案内を掲示するなどの方法により、引き続き徹底を図っていく。 なお、新型コロナウイルス感染症対策については、外部からの差入れや郵便物の取扱いの変更に関する案内を多言語で掲示して被収容者の理解を求めているほか、手指消毒の手順を示したポスター（多言語）を掲示した上、日々の検温、マスク配布などの機会に、職員が適切なマスク着用、手指消毒を直接案内している。また、各居室が密にならないよう部屋割りを調整したり、収容施設内の換気に配慮していること、職員自らがマスク着用及び検温等健康管理を徹底していることなど、当方の感染症対策について平素から説明を行い、被収容者の不安やストレスを和らげるよう努めている。
14	大村センター	令和3年1月14日	常勤医師の確保ができたことについて評価したい。	引き続き常勤医師を中心とした医療体制の維持を図り、被収容者の健康管理に努める。
15	大村センター	令和3年1月14日	土・日等閉庁日の戸外運動の実施について評価したい。	令和2年7月24日からおおむね3か月間試行した結果、運動によって被収容者のストレス軽減及び心情安定が図られるなどの効果が認められたことから、完全実施とした。
16	大村センター	令和3年1月14日	仮放免の積極的な運用等により、収容所内を密にならないよう対応していることについて評価したい。	仮放免の積極的な運用を含め、今後も収容区域内が密にならないよう適切に対応する。
17	大村センター	令和3年1月14日	官給食の汁物を廃止したことに対し、被収容者から汁物を要望する声が多く聞かれることから、官給食の内容について給食業者と検討していただきたい。	当センターでは、高血圧による減塩食への変更が多く、被収容者の健康面を考慮し、令和2年4月以降、汁物の支給を廃止するとともに、副食の食塩相当量が6.4グラム以下となるように給食業者と調整している。 なお、令和2年2月に改正され、同年4月から施行されている「被収容者に給与する副食の栄養基準量に関する訓令」に伴い、栄養基準量が昨年度より増加し、給食の質は改善されている。また、朝食について、本年度から、ヨーグルトを新たに支給しており、パンについてもチーズパンをレポートリーに追加するなど、食の質の改善に努めている。 また、汁物については、被収容者が自費購入することが可能である。
18	大村センター	令和3年1月14日	運動時の受傷事故防止の観点から、運動靴の貸し出しを検討していただきたい。	散歩や日光浴も戸外運動の範ちゅうであり、運動時に一律に運動靴を必要とするものではない。 被収容者自身が所持する運動靴の使用を認めており、また、購入や差入、譲渡受けなども可能であることから、運動靴の貸与は予定していない。
19	大村センター	令和3年1月14日	長期収容に伴ううつ病、拘禁症状と思われる被収容者に対し、被収容者からの申出がなくとも、職員から被収容者に申し向けを行いカウンセリング等を受けるように配慮していただきたい。	カウンセリングを受けさせるのが適当と認められる被収容者に対しては、積極的に職員から被収容者にカウンセリングを受けるように申し向けを行うこととしている。
20	大村センター	令和3年1月14日	新型コロナウイルス感染症対策を講じていることについて評価する。その上で、防護服の脱着等について、感染症の専門医を招き研修などを通じ、職員間で情報共有する場を設けていただきたい。	独自に作成した防護服脱着方法のDVDを基に、職員が訓練しているほか、東京出入国在留管理局で実施された陸上自衛隊による新型コロナウイルス感染症対策講習の動画を、職員がいつでも閲覧できるように情報共有した。
21	大村センター	令和3年1月14日	長期収容に対する精神安定のため、窓の一部を透明なものに変更する等、外の景色が見えるように検討していただきたい。	外部から収容施設内をのぞかれる可能性や外部との通信・通謀の可能性など、保安上の支障から実施は困難である。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

22	名古屋局	令和3年1月14日	被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策について、入管側の意図が被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会をできる限り設けていただきたい。	被収容者個人のプライバシーや当局の保安体制に影響を及ぼさない範囲で、被収容者が求める情報、被収容者の不安等を和らげるための情報を適切に説明している。 なお、令和3年1月に発生した処遇部門所属職員の陽性事案の際には、接触した可能性がある被収容者に対し、保健所の見解を含め、当該陽性事案について必要な説明を行い、希望者にはPCR検査を実施するなど迅速に対応した。
23	名古屋局	令和3年1月14日	新型コロナウイルス感染症対策として、各種感染防護具等の配備、感染者を収容するゾーニング計画の策定等、被収容者に感染者が発生した場合に備えて、十分に対策を講じていることを評価する。	引き続き感染防護服の着脱訓練等を重ねながら、適切な感染症対策に努める。
24	名古屋局	令和3年1月14日	被収容者の心情安定のため、各区域ごとに土日のどちらか片方で屋外運動を実施していること、また、新たな運動用具を購入し充実を図ったことを評価する。	引き続き被収容者の要望を受け止め、保安上支障のない範囲で被収容者の心情安定に努める。
25	名古屋局	令和3年1月14日	親子面会時に親子でふれあいを図るために玩具等を配置し、また、同玩具等を職員が自発的に提供していることを評価する。	コロナ禍において玩具等を用いた面会は中止せざるを得ないが、収束後にあっては、有意義な親子のふれあいの機会を提供できるよう努める。
26	名古屋局	令和3年1月14日	被収容者の受傷事故防止のため、運動靴の結束バンドを廃止し、靴紐の使用を認めたことを評価する。	引き続き被収容者の受傷事故防止に努める。
27	名古屋局	令和3年1月14日	常勤医師を確保するように努めるとともに、庁内診療においては、被収容者からの診察申出から受診までの期間の短縮、丁寧な診療及び内容説明を行い、適切な医療の提供を行っていただきたい。	常勤医師の定員が認められた場合には、当局においてその確保に尽力する。 体調不良が認められる被収容者には処遇勤務者と診療室とのより円滑な連携関係の構築にも努めるなどし、適切な医療を提供していく。
28	名古屋局	令和3年1月14日	収容場のシャワー室をシャワーヘッドやホースのない形状に変更し、タオル掛けの位置を下方に設置する等、被収容者の自殺予防に重点を置いた措置を講じていることを評価したい。	引き続き被収容者の心情安定及び自損行為や受傷事故の防止に努める。
29	名古屋局	令和3年1月14日	面会室における十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要性は認めるものではあるが、被収容者から大声を出して話をしなければ、お互いの声が聞こえにくい。換気のため面会室の扉を開けているため、話し声が他人に聞こえるとの意見があることから、被収容者が面会にストレスなくスムーズに行えるよう、また、個人情報保護の観点から、面会室にインターフォンを設置する等の措置を検討願いたい。	面会室へのインターフォンの設置については、令和3年3月中に設置予定である。 引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、被収容者のプライバシーにも配慮の上、より良い面会環境の構築に努める。
30	名古屋局	令和3年1月14日	公衆電話料金が高いことから、入札方法、契約業者との仕様書を見直す等、公衆電話料金の低廉化について検討願いたい。	収容場の公衆電話については、昨年度も御意見があったため検討したものの、使用頻度があまり高くないため競争的な事業ではなく、そもそも同様のサービス提供会社が少ないことなど、様々な事情から電話料金の低廉化は非常に困難な状況にある。 なお、来年度の契約の公募に応じた業者は1社のみであり、まずは公衆電話が使用できる環境が継続できることを最優先に調整している。
31	名古屋局	令和3年1月14日	収容場に入場する外部業者(清掃、給食及び購入物品販売業者等)で新型コロナウイルス感染症予防が徹底されていない業者に対しては、貴局から適切な指導を行っていただきたい。	「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、収容場に入入りする外部業者に対しても、入場前の検温及び体調確認、手指のアルコール消毒及びマスクの着用等、必要な感染防止措置を徹底するように指導している。 今後とも、感染防止措置が不十分な外部業者を確認した場合には、本人はもちろんのこと、当該事業者の責任者に対しても厳しく申し入れるなど、適切に対応していく。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

32	中部空港支局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分に行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。</p>	<p>被収容者死亡事案やコロナウイルス感染事案が発生した場合には、個人のプライバシーや当支局の保安体制に影響を及ぼさない範囲で、被収容者や出国待機施設利用者に対し、適切な情報共有を行い、不安やストレスのケアに努めていくこととしたい。</p>
33	大阪局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分に行っていることについて、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くために説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。</p>	<p>これまでも適宜又は被収容者からの要望に応じて、看守勤務者が個別に被収容者と面接を行うなどして被収容者からの要望事項、不満及び質問事項を聞き取り、丁寧に説明するなどして対応している。</p> <p>また、他官署で発生した被収容者死亡等の特異事案や当局でのコロナウイルス感染症対策等については、当局側が公開可能な情報を開示し説明しているところであり、今後とも被収容者からの申出、要望等には真摯に対応し、適正な処遇業務に努める。</p>
34	大阪局	令和3年1月14日	<p>定期的に被収容者全員の体温測定を行い各人の平熱の平均値を把握し、被収容者の体調管理に努めていることについて評価したい。</p>	<p>今後とも被収容者の体調管理に万全を期し、適切な処遇業務に努める。</p>
35	大阪局	令和3年1月14日	<p>新型コロナウイルス対策としてマニュアルを作成し、それに基づき業務に従事していることは評価したい。その上で、誰もが一目で分かるような簡易なフローチャートを作成するなど、有事に迅速かつ確実に対応できるように各職員間の意識共有を図っていただきたい。</p>	<p>被収容者及び職員に罹患が発生した際の対応策を検討し、罹患者を収容する収容区域設置のほか、対応する職員の防護服装着のシミュレーション等を処遇部門職員全員に実施するなどの意識共有を引き続き図っていく。</p>
36	大阪局	令和3年1月14日	<p>官給食について不満がある被収容者が多いので、食品衛生管理の徹底、また、予算上対応可能な範囲で外国人慣習を取り入れたメニューの多様化など、不満解消に努めていただきたい。</p>	<p>被収容者への官給食を取り扱う業者については、一般競争入札で決定されている。宗教上又はアレルギー等の身体上の理由により特別食を支給しなければならない者に対しては、それらの要望に合った官給食を調達しているものの、予算的な制約もあり、外国人の慣習を取り入れたメニューの多様化までは極めて困難であるが、引き続き、被収容者の健康や宗教に対する配慮のみならず、被収容者の意見を尊重し、委託業者と協議してメニューの多様化など契約の範囲内で可能な対応をしていく。</p> <p>また、食品衛生管理については、問題が発生する度に、再発防止を指導しているところであるが、今後とも継続して適切な対応を執ることとしている。</p>
37	大阪局	令和3年1月14日	<p>被収容者のストレスを軽減するため、物品購入可能品目の増加に努めるとともに、市場並みで安価なものを購入することができるよう検討願いたい。</p>	<p>庁内における売店の設置・運営を行う業者については、一般競争入札で決定されている。現在は、日用品雑貨の取扱いを専門とする業者が当庁舎2階の売店を運営しており、同売店が被収容者の物品購入を担当している。</p> <p>被収容者の購入できる品目については、衛生上及び保安上支障がない物品に限り同売店からの購入が可能であり、また、被収容者からの要望も組み入れた上で、処遇部門職員と同売店担当者との間で定期的に意見交換を行っており、適宜、品目についても、見直しや入れ替えを行っている。</p> <p>これまでも同売店に対しては、詰め替え用商品等により安価な商品を販売することができないか等の働きかけを行ったが、スーパーマーケット等とは異なり、収容施設という性質上、常に購入が見込まれる商品ではないことから、対応が困難であるとのことであったが、当局としては、同売店に対しては、上記のとおり定期的な意見交換も行っており、必要な働きかけは継続して行っていくこととしている。</p>
38	大阪局	令和3年1月14日	<p>新型コロナウイルス対策として減圧室の設置等、被収容者に感染者が発生した場合に備えて十分に対策を講じていることを評価したい。</p>	<p>今後とも新型コロナウイルス等の感染症対策を実施し、適正な処遇業務に努める。</p>

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

39	関西空港支局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会をできるだけ設けていただきたい。</p>	<p>(収容場) 当支局収容場においては、職員と被収容者の適切な関係構築を維持し、また説明等を行う機会を十分に設けている。その詳細は次のとおり。 ・職員は確実にマスクを着用し、手指消毒を徹底しているほか、施設の共用部分で手を触れるドアノブ、スイッチ等の消毒等は、1日に複数回実施している。 ・従前から、被収容者の新規入所時は検温の上、健康状態を確認し、健康上の不安があれば遠慮なく申し出るよう説明しているほか、マスク着用、手指消毒の徹底を指導することとしている。 ・従前から、看守勤務者が被収容者の動静を観察し、声をかけ、質問や要望等があれば聴取し、きめ細かく対応している。 ・令和2年4月以降、各国語に訳したコロナウイルス感染症の症状、手洗い、うがい、マスクの着用方法等の感染予防策に係る説明文を施設内複数箇所に貼り出し、更に被収容者用の収容生活説明ファイルに編りつづけている。</p> <p>(出国待機施設) 施設におけるコロナウイルス感染症対策について、対象者の入室時に、施設内は随時消毒等を実施し感染防止に努めており、体調不良やその他の健康上の不安があれば遠慮なく申し出るよう説明している。また、入室時には、検温、体調のヒアリング、マスク着用、手指消毒への協力を求めている。</p>
40	神戸支局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。</p>	<p>適宜又は要望に応じて、看守勤務者が個別に被収容者と面接を行うなどして被収容者からの要望事項、不満及び質問事項を聞き取り、可能な範囲で丁寧に説明するなどして対応していく。 また、他官署で発生した被収容者死亡等の特異事案や当局でのコロナウイルス感染症対策等については、当局側が公開可能な情報を開示し説明するとともに、被収容者からの申出、要望等には真摯に対応し、適正な処遇業務に努める。</p>
41	広島局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。</p>	<p>当局においては、日頃から被収容者と十分なコミュニケーションをとっており、日本語が理解できない者に対しては、収容場見張室に備え付けの携帯型翻訳機器を使用し、又は、必要に応じて通訳人を介して対応している。新型コロナウイルス感染症対策については、入所時に感染防止に向けた収容生活上の諸注意を行うほか、被収容者から質問があった際に看守勤務者が個別に丁寧に説明しており、今後も引き続き被収容者の不安やストレスを和らげるため、申出や要望等には丁寧に説明していく。他官署で発生した被収容者死亡等の特異事案については、質問があれば公開可能な範囲で丁寧に説明することとしている。</p>
42	高松局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い方法やマスク着用上の注意点を翻訳し、収容場内に掲示した。 新型コロナウイルス感染症対策としては、マスクの支給、毎日の検温を行っている。また、被収容者からの相談や要望などには可能な限り配慮した処遇を行っている。</p>
43	福岡局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。</p>	<p>当局では、点呼や動しようなどの際に、被収容者への積極的な声かけを行い、動静把握や悩みへの解決を図っており、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についても、血圧測定や定期的な検温、手指消毒の徹底などに加え、厚生労働省から発出される各種参考情報を施設内の壁に掲示して周知するなど、特異事案の発生や感染防止に努めている。 これらの対策については、被収容者の入所手続に際し、通訳人を介した上で説明し、生活等に関する質問に対しても時間を掛けて応じることとしている。また、収容後においても、機会がある毎にこまめな声かけを行い、処遇上の問題点や質問があれば、処遇担当のみならず執行担当職員も含め万全の体制で対応するなど、被収容者と適切な関係を築き、収容中の不安やストレスの解消に努めている。</p>

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

44	那覇支局	令和3年1月14日	<p>被収容者からの申出、要望等については、随時適切に対応しているものと思われるが、被収容者死亡等の特異事案やコロナウイルス感染症対策を十分に行っている事について、入管側の意図するところが被収容者に伝わっていない部分もあるようなので、被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を築くための説明を行う機会を出来る限り設けていただきたい。</p>	<p>被収容者の不安やストレスを和らげ、適切な関係を構築するため、入所手続の際、必要に応じて通訳人を介して、健康状態や病気に係る確認及び説明を実施しており、収容場での生活等についても同様に、被収容者が理解できるよう時間をかけて説明している。また、収容後は、看守勤務者が被収容者に対して積極的に声かけを行い、健康状態の確認のみならず、収容場での生活、退去強制手続等に係る質問についても丁寧に回答し、それでも質問や疑問があれば、看守責任者、各担当職員及び各担当統括入国警備官が説明する体制を構築している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る具体的な対応としては、被収容者が同ウイルスへの感染の不安を払拭できるよう、厚生労働省が同感染症について一般向けに作成している「新型コロナウイルス感染症について(症状等)」及び「防止策(手洗い、マスク装着、うがい)」を、取調室、処遇事務室、各居室に掲示してその内容を説明(必要に応じて通訳を介して)している。</p> <p>さらに、収容場に入場する職員は、必要な措置(手指消毒、マスク、ゴーグル及び使い捨て手袋の着用)を執った上で、同措置が、被収容者への感染を防止するためであることも併せて説明し、被収容者が希望する場合には、新型コロナウイルス感染症防止対策について説明を実施し、被収容者の不安やストレスの緩和に努めている。</p>
----	------	-----------	--	--